

オーストラリアにおける放射性廃棄物管理の動向

武田美智代

【目次】

はじめに

I 放射性廃棄物処理問題の概要

- 1 オーストラリアの原子力法制
- 2 放射性廃棄物の現状
- 3 放射性廃棄物処分場の選定

II ハワード前保守連合政権下における法制化

- 1 「2005年連邦放射性廃棄物管理法」等の制定
- 2 関連法の整備

III 「2010年豪州放射性廃棄物管理法案」の提出

- 1 立法の背景
- 2 2010年法案の概要

おわりに

はじめに

オーストラリアは、石炭・石油・天然ガス等の豊富な天然資源を有するとともに、原子力発電の燃料であるウランの埋蔵量も世界有数のエネルギー資源大国である。しかし、オーストラリアには、商用の原子力発電所はなく、豊富なエネルギー資源は、主要な輸出品目となっている。これまでのオーストラリアの原子力との関わりは、次のようにまとめられる。すなわち、①19世紀末から現在まで、電離放射線(ionising radiation)や原子力技術を医療、研究、産業分野に適用していること、②世界最初の原子力研究炉の1つを有し、原子力研究に長年にわたって関わってきたこと、③英国の核兵器の実験場となっていたこと、④現在に至るまで、世界に

向けてウランを供給していること、の4点^(注1)ある。このような状況の中で、現在、原子力の利用と安全性をめぐっては、放射性廃棄物の管理と処分場の選定、地球温暖化問題と関連して原子力発電所建設の是非、英国の核実験による被ばく者への補償、ウランの採掘と輸出等、多岐にわたる課題を抱えている。

本稿では、上記諸課題のうち、近年法制化が進められている放射性廃棄物の管理と処分に関する問題を取り上げる。特に、ハワード前保守連合政権下で成立した「2005年連邦放射性廃棄物管理法」及び関連の法律と、2007年の政権交代後、それらに代わる法律として、現在のラッド労働党政権により2010年2月に連邦議会に提出された「2010年豪州放射性廃棄物管理法案」の概要を述べる。併せて、参考までに、本稿の末尾に、放射性廃棄物管理に関する主要な出来事について整理した別表を掲げる。なお、連邦国家であるオーストラリアでは、放射性廃棄物の管理及び処理に関する規制は、連邦と州・準州のそれぞれで行っているが、本稿では連邦における管理体制を中心に紹介する。

I 放射性廃棄物処理問題の概要

1 オーストラリアの原子力法制

現在のオーストラリアの原子力法制の基礎となったのは、第二次世界大戦終了後の1946年に制定された「1946年原子力(物質管理法)法」(Atomic Energy (Control of Materials) Act 1946: 以下「1946年法」という。)で

(1) Ian Holland, updated by Matthew James, "Radioactive waste and spent nuclear fuel management in Australia," *Background Note*, 1 January 2006 revised 29 January 2008. <<http://www.aph.gov.au/Library/pubs/BN/2007-08/RadioactiveWaste.htm>> 以下、インターネット情報は、すべて平成22年5月6日現在である。

^(注2)ある。1946年法は、原子力問題担当の大臣を補佐する原子力エネルギー諮問委員会 (Atomic Energy Advisory Committee) の設置及びウラン、トリウム、プルトニウム等の物質を含む鉱物の連邦による所有と管理を規定したものであった。1946年法は、1953年に「1953年原子力法」(Atomic Energy Act 1953)^(注3)に取って代わられた。同法は、1946年法で規定された鉱物の所有と管理の権限を含むとともに、オーストラリア原子力エネルギー委員会 (Australian Atomic Energy Commission : AAEC) の設置を規定した。AAECは、同法により、委員会の諸活動の結果として生産される物質又はエネルギーを販売又は処分すること (第17条(1)(f)) を含め、原子力のすべての段階に関わる権限を与えられた。AAECは、「1987年オーストラリア原子力科学技術機構法」(Australian Nuclear Science and Technology Organisation Act 1987)^(注4)の成立に伴って、オーストラリア原子力科学技術機構 (以下「ANSTO」という。) に名称を変えた。1992年の同法改正により、ANSTOは、放射性物質や廃棄物の管理・貯蔵の権限が認められ、常任理事の任命も、所管の大臣ではなくANSTO理事会の承認により行われることとなった。同時に、原子力安全局 (Nuclear Safety Bureau : NSB) が、ANSTOにより運用される原子炉の安全性の監視・検証を行う機関として設置された。ANSTOは、現在、連邦の技術革新・産業・科学・研究省 (Department of Innovation, Industry, Science and Research) に属する政府機関で、オーストラリア唯一の

原子炉 (後述) を管理し、放射性医薬品の生産、原子力・放射線の調査研究等を行っている。なお、ANSTOと同じ省に属する原子力関連の政府機関としては、他に連邦科学産業研究機構 (Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation : CSIRO)^(注4)がある。

また、「1998年オーストラリア放射線防護・原子力安全法」(Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Act 1998:以下「ARPANS法」という。)の成立に伴い、放射能の影響から国民の健康や安全、環境の保護を行う政府機関として1999年に設置されたのが、オーストラリア放射線防護・原子力安全庁 (Australian Radiation Protection and Nuclear Safety Agency : ARPANSA) である。ARPANSAは、前述のNSBとオーストラリア放射線研究所 (Australian Radiation Laboratory)^(注5)の機能や資源を統合することにより発足した。政府機関による放射性物質の利用、輸送及び処分は、ARPANSAにより規制されている。前述のANSTO、CSIRO及び国防省のような連邦の機関で発生する放射性廃棄物の管理及び貯蔵に関する規制も含まれる。また、連邦及び州・準州の管轄を超えて、放射性廃棄物管理を含む放射線防護及び原子力の安全性に関する政策や実践の均一化促進に関する役割も担っている。ARPANSAは、保健・高齢化省所管の政府機関である。

原子力政策に関連する以上の政府機関とともに、放射性廃棄物の管理について、現在中心的な役割を担っているのが、資源・エネルギー・観光省 (Department of Resources, Energy and

(2) *ibid.* なおこの節の記述は、前記資料を参照した。

(3) 次の翻訳がある。原子力発電法制研究会編『欧米諸国の原子力法』日本電気協会、1981、pp.751-778。

(4) 1926年に設置された連邦の総合的科学研究機関。国防、原子力、医療分野を除く、すべての科学・産業分野の研究開発を実施。クリーンなエネルギーと輸送技術、持続可能な水資源の管理、鉱物資源の調査、国民の健康の増進、持続可能な農業等の国の先端研究 (National Research Flagships) に携わっている。

(5) 第二次大戦前の1935年に設立された「X線・ラジウム研究所」が、1972年に「連邦放射線研究所」、翌1973年に「オーストラリア放射線研究所」と、その名称を変えた。放射能のあらゆる面について助言や勧告を行う機関である。

Tourism) である。同省は、2007年総選挙後、前政権下の教育・科学・訓練省 (Department of Education, Science and Training) に代わって、現在の労働党政権により設置された新しい機関で、資源、エネルギー、観光産業の競争力及び持続可能性を改善するため、質の高い助言やサービスを提供する役割を担っている。政府は、1990年代初めから、国立の放射性廃棄物貯蔵所選定作業を進めているが、2010年2月に下院に提出された「2010年豪州放射性廃棄物管理法案」は、同省で立案されている。

2 放射性廃棄物の現状

オーストラリアは、原子力産業や核兵器製造には関与しないものの、調査研究用の原子炉が50年以上前から稼働している。1955年からシドニー郊外のルーカス・ハイツに建設され、1958年4月から正式に稼働を開始した HIFAR (High Flux Australian Reactor) と呼ばれる研究用原子炉がそれで、廃炉となる2007年1月まで、オーストラリアの多目的研究炉として医療や産業目的のためのラジオアイソトープの生産、鉱業や科学捜査のための中性子放射化分析 (Neutron Activation Analysis) 及び遅発中性子分析 (Delayed Neutron Analysis) 等に携わってきた。また1961年から1995年の間には、ルーカス・ハイツで MOATA^(注6) と呼ばれる小型の研究炉が稼働し、1970年代半ばから放射化分析や材料分析等の研究が行われていた。

1997年9月、政府は老朽化した HIFAR に代わる新たな試験炉の建設を表明し、新炉建設のプロジェクトが、2000年7月に正式に発

足した。新しい原子炉は OPAL (Open Pool Australian Lightwater) と呼ばれ、2007年4月から稼働を開始して現在に至っている。OPAL は、ラジオアイソトープの商業的生産能力を有する数少ない原子炉の1つで、世界でも優れた研究炉として位置づけられている^(注7)。その利用は多岐にわたっているが、主として①医療や産業目的でラジオアイソトープを生産するためのターゲット物質への照射、②中性子線 (Neutron beam) 等を利用する材料科学分野の研究、③中性子活性化技術を利用する鉱物や標本の分析、等が挙げられる。

OPAL に取って代わられた HIFAR 及び MOATA は、現在廃炉作業が進んでいるが、これには国家的及び国際的な安全性に関する条件を満たす必要がある。廃炉のプロセスで問題となるのが放射性廃棄物処理の問題である。HIFAR 及び MOATA から排出された放射性物質は、最終的に政府が提案する放射性廃棄物貯蔵所に移される予定である。

一般に、放射性廃棄物とは、原子力発電所や核関連施設、放射性同位体を使用する研究施設や病院等で排出される放射性物質を含む廃棄物をいう。放射性廃棄物は、放射能の濃度により、大きく低レベル放射性廃棄物と高レベル放射性廃棄物に分類される。低レベル放射性廃棄物は、原子力発電所等の原子力施設から発生し、高レベル放射性廃棄物は、再処理施設において使用済燃料から分離されるものとして区分されている。国際原子力機関 (IAEA) では、低・中レベル放射性廃棄物 (Low and intermediate level waste : LILW) 及び高レベル放射性廃棄物に、管理を必要としない規制免除廃棄物

(6) MOATA とは、アボリジニ (オーストラリア先住民) の言葉で「火起こし棒」(fire-stick) 又は「静かな火」(gentle-fire) を意味すると言う。<http://www.ansto.gov.au/discovering_ansto/anstos_research_reactor/decommissioning_earlier_reactors/moata>

(7) HIFAR、OPAL 等の概要について、オーストラリア原子力科学技術機構 (ANSTO) のウェブサイトを参照。<http://www.ansto.gov.au/nuclear_information/research_reactors>

(Exempt waste) を加えた 3 つに分類している。さらに、LILW を、長寿命放射性核種 (long lived radionuclide) の濃度によって短寿命廃棄物 (LILW-SL) 及び長寿命廃棄物 (LILW-LL) に分けている。^(注8)

これに対して、現在オーストラリアでは、統一的な分類がなく、実務上、放射性廃棄物を極低レベル (Very Low Level)、A、B、C 及び S の 5 種類のカテゴリーに分けている。^(注9) 「極低レベル放射性廃棄物」とは、放射性物質が規制免除廃棄物よりは多いが、「使用者処理規則」 (user disposal code) で特定された上限値よりは少ない廃棄物を指す。またカテゴリーの A、B、C 及び S は、上述の IAEA の分類に従えば、A、B、C が LILW-SL、S が LILW-LL に相当する。A から C までに分類される廃棄物は浅地中処分が行われるが、S に相当するものは浅地中処分に適さないため、それに代わる処分方法が確定するまでは、地上の専用施設で貯蔵される必要がある。なお、オーストラリアには、高レベル放射性廃棄物は存在しない。

オーストラリアにおける放射性廃棄物の量は、資源・エネルギー・観光省の情報によれば、次のとおりである。^(注10) 40 年以上にわたる放射性物質の調査研究、医療、産業への利用の結果、低レベル及び短寿命中レベル放射性廃棄物の量は 4,020m³ あり、うち連邦の所管が 3,820m³、州及び準州の所管が 200m³ と言われる (ウラン鉱で

処理した廃棄物は除く)。連邦所管分の半分以上が、前述の CSIRO が 1950 年代から 1960 年代にかけてウラン鉱石の精錬技術研究を行った際生じたものである。現在、連邦の機関から排出される低レベル及び短寿命中レベル放射性廃棄物は、年間約 35m³、州・準州の場合は、5 から 10m³ とされる。英国やフランスが、それぞれ年間約 25,000m³ の低レベル放射性廃棄物を排出するのに比べると、その相違は明らかである。一方、長寿命放射性廃棄物は、約 535m³ あり、うち 430m³ は連邦の所管、105m³ は、州・準州の所管である。現在、連邦の機関から排出される長寿命放射性廃棄物は、年間 5m³ 以下、州・準州では同様に約 2m³ とされる。今後、これらに追加されるのが、前述の ANSTO の 2 基の廃炉及び稼働中の OPAL 炉から排出される放射性廃棄物である。特に 2017 年に廃炉作業が開始される予定の HIFAR については、低レベル放射性廃棄物が最大 460m³、中レベル放射性廃棄物が最大 492m³ 排出される見込みという。^(注11)

3 放射性廃棄物処分場の選定

放射性廃棄物管理の不測の事態をめぐるリスクを最小限にして、有害な影響から社会や環境を守るには、中央の放射性廃棄物管理施設が重要であることは、国際的にも認識されている。^(注12) オーストラリアで、政府が、州や準州の協力を得て、全国的な低レベル放射性廃

(8) IAEA, “Classification of Radioactive Waste: A Safety Guide,” *Safety Series*, No.111-G-1.1, Vienna, 1994, pp.10-17.< http://www-pub.iaea.org/MTCD/publications/PDF/Pub950e_web.pdf> ただし ARPANSA のウェブサイト (注 9 を参照) 等によれば、オーストラリアでは、IAEA の低・中レベルの分類を低レベルと中レベル 2 種 (短寿命及び長寿命) の 3 種に分けて説明している。本稿では、オーストラリア政府の用いる分類に則って解説することとする。

(9) 以下の解説は、次の資料による。“Radioactive Waste Management.” ARPANSA ウェブサイト <http://www.arpansa.gov.au/RadiationProtection/Factsheets/is_waste.cfm>

(10) 以下のデータは、次の資料による。“Amount of Radioactive Waste in Australia.” <http://www.ret.gov.au/resources/radioactive_waste/radiation_radioactive/Pages/AmountsofRadioactiveWasteinAustralia.aspx>

(11) *ibid.*

(12) “Radioactive Waste Management in Australia.” <http://www.ret.gov.au/resources/radioactive_waste/>

棄物の貯蔵所を選定するための調査を開始したのは1992年からであった。^(注13) 豪州貯蔵所プロジェクト (National Repository Project) と呼ばれる選定調査は、3つの段階に分けて実施され、それぞれ1992年、1994年、そして1997年に討議資料が公表されてパブリック・コメントに付された。その一方、政府の選定作業が行われていた2000年、南オーストラリア州議会では、「2000年核廃棄物貯蔵施設（禁止）法」(Nuclear Waste Storage Facility (Prohibition) Act 2000) が成立、州内の核廃棄物施設の建設及び稼働を禁止した。同趣旨の法律は、1999年に西オーストラリア州でも成立している。^(注14) 政府は最終的に、南オーストラリア州ウーメラ地区近郊の3つの地点を候補として、2001年から2003年にかけて、「1999年環境保護・生物多様性保全法」(Environmental Protection and Biodiversity Conservation Act 1999：以下「EPBC法」という。)に基づいて環境影響評価を実施した。その結果、2003年には、最終的な候補地として「サイト40a」が選択され、政府はARPANSAに、用地の確保、貯蔵施設の建設及び稼働の許可申請を行った。「サイト40a」は、南オーストラリア州の土地であるため、政府は「1989年土地取得法」(Lands Acquisition

Act 1989) に基づき強制的な取得手続を開始したが、南オーストラリア州は連邦裁判所に提訴し、同裁判所は、2004年6月24日、政府の土地取得を否認する判決を下した。^(注15) 最終的に政府は、同年7月14日にプロジェクトの断念を表明した。^(注16)

他方、連邦政府の所有地を対象に、連邦政府機関が排出する長寿命中レベル放射性廃棄物の処理施設選定のための豪州保管所プロジェクト (National Store Project) が、2001年から開始された。しかし、政府が、前述の低レベル放射性廃棄物のための豪州貯蔵所プロジェクトを断念した日と同じ2004年7月14日、長寿命中レベル放射性廃棄物を対象とする処理施設選定プロジェクトも停止された。同時に政府は、政府機関から排出される低レベル及び中レベル放射性廃棄物の両方を管理する施設を、連邦所有地に建設すると表明した。

II ハワード前保守連合政権下における法制化

1 「2005年連邦放射性廃棄物管理法」等の制定

放射性廃棄物処分場の選定に当たって、州及び準州の協力を得られなかった連邦政府は、2005年7月15日、将来の連邦の放射

waste_mgt_in_aust/Pages/RadioactiveWasteManagementinAustralia.aspx>

(13) 次の資料を参照した。 *ibid.*; “The Former National Radioactive Waste Repository and National Radioactive Waste Store Projects.” <http://www.ret.gov.au/resources/Documents/radioactive_waste/national_repository_and_store_history.pdf>

(14) Nuclear Waste Storage Facility (Prohibition) Act 1999. 同法第4条で、「州内に核廃棄物貯蔵施設を設立すること又は核廃棄物貯蔵・処理の場所を使用することを禁止する」との規定がある。その他、北部準州、クイーンズランド州、ビクトリア州には廃棄物管理の用地を認めない法律が成立しており、ニューサウスウェールズ州、タスマニア州には、放射性廃棄物施設の規制に関する法律がある。実質的に放射性廃棄物施設の稼働の制限、禁止の法的枠組みがないのは、首都のキャンベラがあるオーストラリア首都特別地域 (ACT) のみといえる。

(15) *State of South Australia v Honourable Peter Slipper MP* [2004] FCAFC 164 (24 June 2004) <<http://www.austlii.edu.au/au/cases/cth/FCAFC/2004/164.html>>

(16) 当時のハワード首相は、州や準州の協力が得られなかったことが断念の背景にあるとして、州・準州から排出される放射性廃棄物の処理は、自ら行うよう要請している。“States force Govt's hand on waste dump,” *ABC Online*, July 14, 2004. <<http://www.abc.net.au/cgi-bin/common/printfriendly.pl?http://www.abc.net.au/news/newsitems/200407/s1153579.htm>>

性廃棄物管理施設の用地について、可能性のある場所のリストを公表し、それらの調査によって、廃棄物管理政策を続行すると表明^(注17)した。このとき可能性のある用地として示されたのが、北部準州にある国防省所管のエヴェラード山、ハーツ・レンジ、そしてフィッシャーズ・リッジの3か所である。その約3か月後の10月13日、政府は「2005年連邦放射性廃棄物管理法案」(Commonwealth Radioactive Waste Management Bill 2005)及び「2005年連邦放射性廃棄物管理(関連法修正)法案」(Commonwealth Radioactive Waste Management (Related Amendments) Bill 2005)の2本の法案を連邦議会の下院に提出した。これらの法案については、審議の過程で、上院の雇用・職場関係・教育立法委員会(Employment, Workplace Relations and Education Legislation Committee)に審査が付託され、11月29日に報告書が提出されている。報告書は、その結論部分で、次のように述べている。^(注19)すなわち、①同委員会は、法案によって可能となる核廃棄物処理及び貯蔵施設設置のための用地選定過程が、通常の手続ではないと認識している、②処理・貯蔵施設が必要であるとの認識にもかかわらず、その受入れに難色を示す州や準州の一貫した拒絶に直面する中で、政府に開かれている方法はほかにない、③HIFARの燃料棒が再処理後にフランスから返還される2011年までに^(注20)

施設の設置を完了させなければならない、④オーストラリアが放射性廃棄物貯蔵所を必要としていることは、北部準州の首相も認識している、等である。委員会は、これらの結論を挙げた上で、法案の通過を勧告している。

一方、当時野党の労働党は、同じ報告書の中で、次のような反対意見を述べている。^(注21)すなわち、①法案は大きな欠陥があり、強引かつ正当と認められない連邦の権限を行使するものであるが、影響を受けるコミュニティが関与する厳格な用地選定手続を政府が開始するなら北部準州及びオーストラリア社会の利益となる、②野党もルーカス・ハイツの原子炉や医療・産業分野等から排出される放射性廃棄物管理のため核廃棄物処理場の必要性は認識しているが、連邦政府の強引な立法化の必要性についての議論は容認できない、③野党は、オーストラリアにおける核廃棄物管理・貯蔵問題を解決し、最善の用地を見出すため、州及び準州政府が協調的手続を再開するよう、これらの政府を説得する、としている。

野党の反対にもかかわらず、両法案は、2005年11月2日に下院を、12月8日に上院を通過し、12月14日に連邦総督の裁可を得て成立した。2005年連邦放射性廃棄物管理法(以下「2005年法」という。)等、成立した2本の法律は、当時、国内30か所に分散して貯蔵されていた連邦の放射性廃棄物の管理に必要な施設設置の道筋を明らかにしたものである。^(注22)

(17) Brendan Nelson, "Responsible Management of Radioactive Waste in Australia," *Media Release*, 15 July 2005. <<http://www.dest.gov.au/Ministers/Media/Nelson/2005/07/n1157150705.asp#>>

(18) Employment, Workplace Relations and Education Legislation Committee, *Commonwealth Radioactive Waste Management Bill 2005, Commonwealth Radioactive Waste Management (Related Amendments) Bill 2005*, Commonwealth of Australia, November 2005. <http://www.aph.gov.au/Senate/committee/eet_ctte/completed_inquiries/2004-07/radioactive05/report/report.pdf>

(19) *ibid.*, pp.14-15.

(20) 2005年法案に関する委員会報告書では2011年となっているが、2010年法案を議会に提出した際の第二読会における担当大臣の説明(Ⅲ2を参照)では、「2015年から2016年」とされている。

(21) *op. cit.*, (18), pp.28-29.

(22) *ibid.*, p.1.

目的は、北部準州に提案されている連邦の放射性廃棄物管理施設の設置及び稼働のための法的権限を強化することにあった。そのため、①連邦政府に、提案されている施設関連の様々な事業に着手する法的権限を付与し、②施設の展開・稼働を妨げるような法律の適用を拒絶又は制限し、③施設が位置する場所に関する権利や利益の取得又は失効を規定している^(注23)。具体的には、用地選定手続に適用される限りにおいて、2005年法は「1984年アボリジニ・トレス海峡諸島民文化遺産保護法」(Aboriginal and Torres Strait Islander Heritage Protection Act 1984)やEPBC法の2法に優先することになる(第6条)。しかし、施設の建設や稼働は、ARPANS法及びEPBC法等による通常の連邦の承認及び認可の規定に従うことになる(第14条)。2005年法は、その別表1で連邦所有の国防省所有地にある前述のエヴェラード山等3地域を特定した。これにより、候補に挙げられた北部準州の用地のどれが連邦の放射性廃棄物管理施設の場所となるか、そしてどの土地が放射性物質を施設に輸送するため道路として使用されるかについて、連邦政府の担当大臣が声明を出して決定することが可能となった。

2 関連法の整備

翌2006年11月2日、連邦政府は、北部準州における放射性廃棄物管理施設の建設促進のため、「2006年連邦放射性廃棄物管理法改正法案」(Commonwealth Radioactive Waste

Management Legislation Amendment Bill 2006)を連邦議会下院に提出した。2005年成立の2本の法律は、「1976年先住民土地権利(北部準州)法」(Aboriginal Land Rights (Northern Territory) Act 1976)に基づく決定に際し保証されている手続の多くを排除していたが、この法案は、放射性廃棄物貯蔵施設として使用される土地を、その土地が最初に属していた土地信託法人(Land Trust)^(注24)に返還するための任意の法的仕組みを創設するとともに、連邦の放射性廃棄物施設として使用が見込まれる用地指定の手順について「1977年行政決定(司法審査)法」(Administrative Decisions (Judicial Review) Act 1977)の適用を排除し、同時に、先住民の土地所有者が候補用地の申出を行う際に求められる義務的要件(名乗りを上げることでどのように影響があるか理解していること、候補用地の指定により影響を受ける先住民コミュニティ等が意見を聴取され、その見解を土地評議会に表明する機会が与えられること等)を履行しなくても法的に有効とした^(注25)。政府の改正案は、提案されている放射性廃棄物貯蔵施設のため土地の束縛のない単純不動産権(fee simple)の所有を必要とする連邦政府と、土地の返還を願う伝統的な所有者との間の妥協の産物とも言え、立法化が直ちに土地の返還を保証するものではないが、連邦の裁量で返還される場合の手続が明確化された^(注26)。法案は、2006年11月29日に下院を、同年12月5日に上院を通過し、同月11日に連邦総督の裁可を得て成立した。こ

23) Angus Martyn, "Commonwealth Radioactive Waste Management Bill 2005," Parliament of Australia, *Bills Digest*, no.59, 28 October 2005, p.2. <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/bd/2005-06/06bd059.pdf>>

24) 「1976年先住民土地権利(北部準州)法」により設立された法人で、伝統的な所有者に属する土地を実際に所有し、土地評議会(Land Councils)を通じて運営されている。

25) Kirsty Magarey, "Commonwealth Radioactive Waste Management Legislation Amendment Bill 2006," Parliament of Australia, *Bills Digest*, no.55, 27 November 2006, pp.2-4. <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/bd/2006-07/07bd055.pdf>>

26) *ibid.*, p.5.

の法改正の結果、先住民族の北部土地評議会 (Northern Land Council) は、2007年5月に候補用地に名乗りを上げ、ビショップ教育・科学技術担当相 (当時) が同年9月27日に、その申出を受け入れた。^(注27) 候補地は、北部準州のマカティ牧場で、その後地質学及び生物学上の環境影響評価が実施され、さらにEPBC法に照らして査定が行われた。最終的に、連邦の放射性廃棄物管理施設の候補用地は、2005年法の別表に掲げられた3か所にマカティ牧場が加わり、4か所となった。

なお同じ2006年、放射性廃棄物管理に関連する他の法律の改正があったので、簡単に紹介する。^(注28) 法案は、「2006年オーストラリア原子力科学技術機構改正法案」(Australian Nuclear Science and Technology Organisation Amendment Bill 2006)で、2006年3月30日に連邦議会下院に提出され、同年9月7日に下院を、11月28日に上院を通過して、12月6日に成立している。同法は、ANSTOに対して、1987年の成立時の規定より広範な資源や環境から、放射性物質を製造、管理、貯蔵することを可能とした。同法で規定されている拡充された機能として、①連邦で所有又は管理している放射性物質及びその廃棄物の管理に参加する (連邦提案の、北部準州における放射性廃棄物管理施設に貯蔵予定の物質を含む)、②連邦、州及び準州の法執行又は緊急対応によって求められれば、テロや犯罪行為を含む事件から生じる放射性物質及び廃棄物を処理する、③

ANSTOの原子炉から排出される使用済核燃料から生じる中レベル廃棄物で、海外の再処理工場からオーストラリアに戻されたものを処理する、の3点が挙げられている。

Ⅲ 「2010年豪州放射性廃棄物管理法案」の提出

1 立法の背景

2007年11月の総選挙の結果、ケビン・ラッド党首を擁する労働党が、11年ぶりに政権の座に就いた。労働党は、総選挙前の2007年4月に採択した政策綱領 (National Platform and Constitution 2007) において、2005年法で規定された北部準州にある国防省所管の3か所の候補地を撤回すると明言していたが、労働党より早く2005年法の廃止法案を提出したのが、緑の党であった。2008年9月25日、同党に所属するスコット・ラドラム上院議員は、「2008年連邦放射性廃棄物管理 (廃止及び付随する改正) 法案」(Commonwealth Radioactive Waste Management (Repeal and Consequential Amendment) Bill 2008:以下「2008年廃止法案」という。)を、議員立法として上院に提出した。その内容は、2005年法の廃止及び2006年法改正による1977年行政決定 (司法審査) 法の改正部分の廃止であった。同日、上院の環境・通信・芸術常任委員会 (Standing Committee on Environment, Communications and the Arts) に法案が付託され、12月18日に同委員会の報告書 (以下「2008年報告書」^(注30)) が提出

27) Julie Bishop, "Approval of radioactive waste facility site nomination," *Media Release*, 27 September 2007. <<http://www.dest.gov.au/Ministers/Media/Bishop/2007/09/B001270907.asp#>>

28) 次の資料を参照。Angus Martyn, "Australian Nuclear Science and Technology Organisation Amendment Bill 2006," Parliament of Australia, *Bills Digest*, no.153, 20 June 2006. <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/bd/2005-06/06bd153.pdf>>

29) Australian Labor, "Chapter 5: Fostering competitive and Innovative Australian Industries," *National Platform and Constitution 2007*, p.71. <http://pandora.nla.gov.au/pan/22093/20071124-0102/www.alp.org.au/download/now/2007_national_platform.pdf>

30) Senate, Standing Committee on Environment, Communications and the Arts, *Commonwealth Radioactive Waste*

された。この報告書は、103の個人、団体及び機関からの提案等に加え、公開ヒアリングも行って、近年の放射性廃棄物管理施設の問題について包括的に論点を整理しているの、その内容を簡単に紹介しておきたい。なお、法案自体は、9月25日に上院の第二読会に進んだものの、その後審議が行われていない。

2008年報告書では、放射性廃棄物管理をめぐる近年の動向をまとめた上で、現行の2005年法及びその改正である2006年法の問題点について、寄せられた提案をもとに次のように整理している。^(注31)すなわち、①現行法は、州から排出される廃棄物には適用されないが、国立の施設は、連邦だけでなくすべての州からの廃棄物を受け入れるべきである、②現行法は、北部準州にのみ適用される用地指定手続を提示し、北部準州を特別扱いしている、③現行法は、手続的公正さを欠いている、④マカティ牧場の用地指定手続をめぐる議論は、現行法の根本的な欠陥を強調している、等である。そして、新たな放射性廃棄物政策の枠組みとして、5つの原則—①政府、利害関係者、地域社会の関与を通じた信頼を基礎とすべきこと、②強制より自発的な契約に重きを置くべきこと、③健全な科学及び最善の技術的・工学的実践に基づくべきこと、④国立の廃棄物管理という目標のため国家的解決を目指すべきこと、⑤公正かつ公平で透明性のある連邦法の根拠を有するべきこと—を勧告している。^(注33)

なお、同じ2008年報告書の「追加コメント及び反対意見」の中で、野党となった自由党は、ラッド政権が、2005年法の廃止という無責任かつ政治的動機に発した2007年の選挙公約から「逃げている」ことを北部準州の人々に謝罪すること、またラッド政権がハワード前政権により開始された手続に従うか又はこの問題に関する早急な解決を図るべきことを勧告している。^(注34)一方、2008年廃止法案の提案者である緑の党のラドラム上院議員は、2005年法を早急に廃止することが先決で、それに代わる法案を同時に提出する必要はないと主張する。そして、中央から離れた遠隔地がいつか放射性廃棄物処理を引き受ける、という既定の結論に進む過去の過ちを繰り返すべきではないとしている。^(注35)

2008年廃止法案が、文字通り2005年法の廃止を目指すことのみをねらった法案であったのに対し、2010年に労働党政権が提出した「2010年豪州放射性廃棄物管理法案」(National Radioactive Waste Management Bill 2010: 以下「2010年法案」という。)は、2005年法の廃止とそれに代わる新たな法案の提示という形をとった。次に、2010年法案の概要を紹介する。

2 2010年法案の概要

2010年法案が連邦議会の下院に提出されたのは、2010年2月24日のことであった。翌25日に、法案は、上院の法律・憲法問題委員会(Legal and Constitutional Committee)に付

Management (Repeal and Consequential Amendment) Bill 2008, Commonwealth of Australia, December 2008.
<http://www.aph.gov.au/Senate/committee/eca_ctte/radioactive_waste/report/report.pdf>

(31) *ibid.*, pp.9-27.

(32) 北部土地評議会は、マカティ牧場を所有する先住民のンガパ(Ngapa)族の代理として候補用地の名乗りを上げたが、同じくマカティ牧場を所有する他の先住民族の同意を得ておらず、これらの先住民族の中には候補用地となることに反対する者もいた。なお候補用地の申出に当たって、ンガパ族は政府から1200万豪ドルを交付されることになっている。

(33) *op.cit.*, (30), p.35.

(34) *ibid.*, p.41.

(35) *ibid.*, pp.43-47.

託された。委員会は、過去に放射性廃棄物管理の問題で委員会における審査が何度か行われていることから（前述の2008年報告書が最新）、過去の検討に照らして、2010年法案の審査は、手続的公正さ、州及び準州の立法に与える影響とその相互作用を含む、法律上及び憲法上の観点に焦点を当てて実施するとした。報告書提出の期限である4月30日には中間報告が提出され、もう少し時間が必要であるとの理由で、最終報告の提出は5月7日までに延期された。2010年法案は、3月18日、下院の第二読会で討論が行われ、同日下院を通過しているが、5月6日現在、上院での審議はまだ始まっていない。

法案提出前日の2月23日、ファーガソン資源・エネルギー・観光相は、放射性廃棄物管理の公正さを強調し、法案は、もはや廃棄物処理施設を州や準州に自動的に強制するものではないとした上で、その特徴を次のように述べている。^(注36)すなわち、①ハワード前政権下で選択された北部準州の国防省所管の3か所は、2007年総選挙前に公約したとおり、施設候補から除外する、②事前に決定された施設はなく、2010年法案は、土地所有者の自発的申出を必要とする、③法案は、ハワード前政権ではなく奪された手続的に公正な権利を回復する、④選択された用地は、十分な環境上、文化遺産上、その他の承認手続を実施する、等である。

2010年法案は、2005年法が全17条であったのに対し、全39条で構成されている。ただし、各編のタイトルは2005年法と同一で、全体の構成は2005年法の形式を踏襲している。両者

は、州及び準州の法律に優先することを認めている点が共通していると言えるが、2010年法案は、2005年法及び2006年の改正で排除された手続的公正の要件と司法審査の権限を復活している。^(注37)また2005年法では、候補用地は北部準州に限定されていたが、2010年法案では、州・準州・オーストラリア首都特別地域（ACT）のすべてに適用されるとともに、候補用地としての申出を行える者も、北部準州首相又は土地評議会から、土地評議会及び一般の土地所有者に拡大された（第4条及び第6条）。ただし、申出に手続上の瑕疵があっても、その効力に影響を及ぼさないとしている点は、2005年法の規定と同様である。また、前政権下において北部土地評議会による自発的な申出に基づき候補用地とされたマカティ牧場については、2010年法案の別表2により、なお有効であるとされている。

法案が提出された2月24日の下院の第二読会で、ファーガソン担当相は、法案の目的を、2005年法を廃止し、それに代わって、放射性物質の医療・産業及び研究用の利用から生じる放射性廃棄物を1か所で管理する施設を設置する適切な手順を提示するものとした上で、放射性物質の有用性についても説いている。すなわち、放射性物質は医療、産業、農業等多くの分野で有益に利用されてきており、とりわけANSTOの主要な業務である放射性医薬品の生産は、国内の病院で使用する放射性医薬品の約85%を供給し、毎年約50万人の患者がこの恩恵に浴しているとして、放射性廃棄物の安全な管理にも配慮すべきであるとしている。^(注38)

³⁶⁾ Martin Ferguson, "Fairness restored to radioactive waste process," Minister for Resources and Energy, Minister for Tourism. *Media Release*, 10/024, 23 February 2010. <<http://minister.ret.gov.au/TheHonMartinFergusonMP/Pages/FAIRNESSRESTOREDORADIOACTIVIEWASTEPROCESS.aspx.html>>

³⁷⁾ Angus Martyn, "National Radioactive Waste Management Bill 2010," Parliament of Australia, *Bills Digest*, no.125, 9 March 2010, pp.7-16. <<http://www.aph.gov.au/library/pubs/bd/2009-10/10bd125.pdf>>

³⁸⁾ Martin Ferguson, "Second Reading Speech: National Radioactive Waste Management Bill 2010," *Debates*,

同時にオーストラリアは、「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」(Joint Convention on the Safety of Spent Fuel Management and on the Safety of Radioactive Waste Management) の締約国として、放射性廃棄物を管理する国際的な責務に従う必要があるとしている。^(注39) また、2015年から2016年までに、英国とフランスで再処理を行った使用済核燃料の廃棄物(長寿命中レベル廃棄物に相当)がオーストラリアに返還されることになっており、それまでに廃棄物の貯蔵所を決定する必要がある。2010年法案で予定されている放射性廃棄物処理施設は、低レベル及び短寿命中レベル廃棄物に加えて、長寿命中レベル廃棄物を貯蔵するものとなる見込みである。

2010年法案について、野党保守連合の影の資源・エネルギー担当相である自由党のミンチン上院議員は、国立の放射性廃棄物貯蔵施設は、保守連合が州や準州、労働党に阻止されながらも、その設置の必要を長年訴えてきたものであり、2005年法の廃止にもかかわらず、マカティ牧場が放射性廃棄物施設建設の可能性ある場所として残っていることは注目されるとしている。保守連合は、労働党政権が国立の施設設置に関与することを歓迎する一方、北部準州政府が反対しており、労働党が結果を出せる

かどうか見通しがつかないとしている。^(注40) また2008年廃止法案の提出者である緑の党のラドラム上院議員は、ファーガソン担当相がハワード前政権下の2005年法廃止を提案する一方で、代わりに、より強圧的な法案を提出するのは詐欺的行為であり、2010年法案は、前政権の法律を部分的に切り張りしたものであると批判している。^(注41) 一方、野党だけでなく身内の労働党からも造反が起こっている。北部準州のソロモン選挙区から選出されているダミアン・ヘール下院議員である。2007年総選挙で0.2%の僅差で議席を獲得したヘール議員は、マカティ牧場のある地域は地震が起きやすくモンスーンの時は雨が流れ落ちてくるとして、候補用地として適切でない^(注42)と主張している。また同議員は、3月18日の下院の第二読会で、立法者として、将来世代のため、この問題に十分な情報に基づく決定を行う責任があり、その決定を誤ってはならないとした上で、代表として選出してくれた人々の権利を守るため、北部準州の核廃棄物施設に反対を続ける^(注43)としている。

前述の上院の法律・憲法問題委員会は、3月30日にキャンベラで、4月12日に北部準州のダーウィンで公聴会を開催した。特にダーウィンで開催された公聴会では、マカティ牧場の指名手続に欠陥があり、多くの伝統的所有者が決

House of Representatives, 24 February 2010, pp.1649-1652.

(39) 同条約は、1997年9月にウィーンで採択され、2001年6月18日に発効。オーストラリアは、2003年11月3日に同条約の締約国となり、国際的にも、放射性廃棄物の一貫した、安全で責任ある管理を促進することが義務付けられていた。

(40) Nick Minchin, "Coalition has long supported need for national radioactive waste facility," 23 February 2010. <<http://www.liberal.org.au/Latest-News/2010/02/23/Coalition-has-long-supported-need-for-national-radioactive-waste-facility.aspx>>

(41) Scott Ludlam, "Greens demand Senate inquiry into waste dump," *Media Release*, 25 February 2010. <<http://scott-ludlam.greensmps.org.au/content/media-release/greens-demand-senate-inquiry-waste-dump>>

(42) Stephen Johnson, "ALP MP to challenge party over nuke dump," *Sydney Morning Herald*, February 23, 2010. <<http://news.smh.com.au/breaking-news-national/alp-mp-to-challenge-party-over-nuke-dump-20100223-ozxy.html>>

(43) Damian Hale, "Second Reading speech: National Radioactive Waste Management Bill 2010," *Debates*, House of Representatives, 18 March 2010, pp.2971-2975.

定過程から排除されていたことが明らかになったとされる^(注44)。2010年法案は、ハワード前政権下で候補に挙がっていた4か所のうち、2007年に新たに候補となったマカティ牧場を有力な選択肢として残すことで、前政権下での問題をそのまま抱えることとなった。マカティ牧場を所有する他の先住民族が、この件について法的措置に訴えるとの報道もあり、法案の成立は、^(注45)予断を許さない状況にある。

おわりに

広大な国土を擁するオーストラリアだが、大陸の1/3以上は乾燥した砂漠地帯であり、人口は都市や海岸地帯に集中している。現在放射性廃棄物管理施設の候補地となっている北部準州は、オーストラリア国内の州・準州の中で3

番目に面積が大きいと同時に、最も人口が少ない。しかし、少ない人口の中で、先住民の占める割合が最も高い地域でもある。また全国的に見ても、都市部から離れた遠隔地や奥地に住んでいるオーストラリア人の約1/4が先住民と言われる。このため、放射性廃棄物管理施設の選定問題は、先住民の土地所有権も絡んで複雑な様相を呈している。

過去50年余りの間にオーストラリアで蓄積されてきた放射性廃棄物は、現在、主として首都圏にある大学、病院、事務所、研究所等100以上の施設に保管されている^(注46)。この状況が国として望ましくないことは与野党ともに認識しており、放射性廃棄物の管理は喫緊の課題の1つである。この問題に関する、連邦政府、与野党をはじめとする様々なアクターの今後の取り組みが注目される。

別表 放射性廃棄物管理等をめぐる主要な出来事

年	主要記事
1946	「原子力（物質管理）法」制定（9月施行）。原子力問題担当の大臣を補佐する原子力エネルギー諮問委員会の設置及びウラン、トリウム、プルトニウム等の鉱物の連邦による所有と管理を規定
1953	「原子力法」制定（4月）。「原子力（物質管理）法」で規定されていた所有と管理の権限が組み込まれた（同法は廃止）。またオーストラリア原子力委員会（AAEC）の設置を規定
1958	シドニー郊外のルーカス・ハイツで、研究用原子炉のHIFARが正式に稼働開始（4月）
1960年代	AAECは、HIFARを使って核医学の新たな分野であるラジオアイソトープを生産
1961	ルーカス・ハイツで、小型の研究炉MOATAが稼働開始（4月）
1969	ゴートン首相（自由党）、連邦政府の原発導入の意図を示唆（2月）
1971	ゴートン首相の後継のマクマホン首相（自由党）、オーストラリアの原発計画に反対し、オーストラリア原子力産業計画は無期延期となる（6月）
1973	オーストラリア、核不拡散条約（NPT）を批准（署名は1970年）

(44) Scott Ludlam, “Muckaty radioactive waste plan must be dumped: Greens,” *Media Release*, 12 April 2010. <<http://greensmps.org.au/content/media-release/muckaty-radioactive-waste-plan-must-be-dumped-greens>>

(45) Lindsay Murdoch, “Clans challenge plan for N-waste dump,” *Sydney Morning Herald*, April 13, 2010. <<http://www.smh.com.au/national/clans-challenge-plan-for-nwaste-dump-20100412-s43o.html>>

(46) *op.cit.*, (36)

1978	連邦・州・準州の保健大臣会議で、州・準州の大臣は、連邦政府に対して、放射性廃棄物の管理及び関連の行動規範の進展に対する国による取組を要請し、連邦政府もこれに同意 (6月)
1980	「放射性廃棄物管理に関する連邦・州諮問委員会」設置
1983	連邦政府、オーストラリア科学技術評議会 (ASTEC) 議長 Ralph Slatyer 教授に対し、核燃料サイクルにおけるオーストラリアの役割に関する報告書の準備を依頼 (11月)
1984	ASTEC 報告書が公表される。低レベル放射性廃棄物処分場の認定及び低レベル・中レベル放射性廃棄物の暫定的な貯蔵・処分施設の設置を勧告 (5月)
1985	放射性廃棄物管理に関する連邦・州諮問委員会、浅地中処分を行う国の放射性廃棄物貯蔵所に適した候補用地を調査する国家的なプログラムを開始すべきと勧告
1987	「オーストラリア原子力科学技術機構法」制定 (3月)。同法に基づき、オーストラリア原子力科学技術機構 (ANSTO) が設置される。ANSTO は、AAEC の後継組織
1988	北部準州は、準州内に国立の廃棄物貯蔵所を設置することが実行可能か否かの連邦資金による調査に同意。調査は 1989 年に終了
1989	クイーンズランド州国民党政権は、州の廃棄物のため臨時の放射性廃棄物貯蔵施設を南西クイーンズランドのレッドバンクに建設。12月の選挙で政権に就いた労働党は、一度も使用することなく施設を閉鎖
1991	クリーン産業大臣、単一の国立放射性廃棄物施設の用地調査に、すべての州・準州の参加を求める (9月)
1992	「オーストラリア原子力科学技術機構法」改正 (6月)。原子力安全局 (NSB) を、ANSTO により運用される原子炉の安全性の監視・検証を含む機能を有する機関として設置 連邦政府は、「豪州放射性廃棄物貯蔵所の選定に関する研究：第 1 段階」を公表、年末までにパブリック・コメントを求める。報告書には、①放射線の性質、②廃棄物の貯蔵を行うのに適した用地の評価基準、③基準に適合する地理情報システム (GIS) に基づいたシステム、④貯蔵所が建設される方法、等がまとめられた (10月) 国立保健医療研究委員会 (NHMRC)、「オーストラリアにおける放射性廃棄物の浅地中処分のための実施規範」を承認 (11月)
1993	連邦政府が設置した試験炉レビュー班、老朽化した HIFAR の使用済核燃料棒の管理問題を調査した報告書を作成 (8月) シャハト科学・小企業大臣、次の核関連問題に関する決定を公表：①政府は、試験炉レビュー班の報告を承認する、② NSB は、オーストラリア放射線研究所と合併して、オーストラリア放射線防護機関 (AIRP) となる。新機関は、連邦の原子力・放射線活動について取締り及び認可の権限を有し、保健大臣に報告する。NSB の行政上の責任は、保健大臣に移管する (提案された機関は、労働党が総選挙で敗北した 1996 年には設立されなかった)、③ HIFAR からの使用済核燃料棒の処理に関連する問題を調査、報告するため、省庁間委員会を設置する (11月)
1994	連邦政府、「豪州放射性廃棄物貯蔵所の選定に関する研究：第 2 段階」を公表 (7月) クック産業・科学技術大臣、連邦科学産業研究機構 (CSIRO) の放射性土壌廃棄物及びその他の放射性廃棄物が、暫定貯蔵所である南オーストラリア州ウーメラに移管されることを表明。連邦環境保護庁が最終的移送・貯蔵協定をレビューする (8月) 1992 年 2 月のニューサウスウェールズ州裁判所決定の結果、CSIRO 廃棄物のルーカス・ハイツからウーメラの暫定貯蔵所 (国防省所管) への移管開始 (11月)
1995	ANSTO の MOATA 原子炉閉鎖。燃料は米国由来で、廃棄物がオーストラリアに返還されることなく、米国は使用済核燃料の本国送還を了承 (5月)

1997	放射性廃棄物管理に関する連邦・州諮問委員会、国の中レベル廃棄物貯蔵の必要について原則合意
	マクガウラン科学技術大臣は、2億8600万豪ドルで、ルーカス・ハイツの試験炉をリプレースし、2005年までに稼働させることを表明（9月）
	連邦政府、「豪州放射性廃棄物貯蔵所選定に関する研究：第3段階」を公表（11月）
1998	ANSTO、240本の使用済核燃料棒をルーカス・ハイツから米国へ移送（4月）
	「オーストラリア放射能防護・原子力安全法」（ARPANS法）成立（11月。施行は、1999年2月5日）。放射能の有害な影響から人々の健康と安全、環境の保護を行うことを目的として原子力施設の稼働制御と放射性物質の管理を連邦が行う体制を定め、オーストラリア放射線防護・原子力安全庁（ARPANSA）を設置
1999	西オーストラリア州の「核廃棄物貯蔵施設（禁止）法」施行（12月）。州内に核廃棄物貯蔵施設を建設すること及び核廃棄物の貯蔵・処理のため州内の場所を使用することを禁止
2000	南オーストラリア州、「核廃棄物貯蔵施設（禁止）法」を制定（11月）。州内の核廃棄物施設の建設、稼働を禁止
2001	ミンチン産業科学資源大臣、1992年から始まった放射性廃棄物処分場の選定作業の結果、低レベル放射性廃棄物処分場の立地地点として適切な候補地が特定できたと発表（南オーストラリア州中北部）（1月）
	ミンチン産業科学資源大臣、連邦政府機関から排出された長寿命中レベル放射性廃棄物貯蔵のための専用施設を連邦政府所有地内に建設すると発表（2月）
2003	連邦政府、南オーストラリア州のウーメラ立入り制限地区近郊の「サイト40a」に国立低レベル廃棄物処分場とアクセス道路の用地確保を発表（7月）
	マクファーレン産業・観光・資源大臣、ARPANSAに「サイト40a」への国立低レベル廃棄物処分場の①用地確保、②建設、③操業、の3点について認可を申請（8月）
	オーストラリア、「使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約」の締約国となる（11月）
2004	連邦裁判所、南オーストラリア州の訴えを認め、連邦政府が同州の「サイト40a」を放射性廃棄物貯蔵施設の土地として強制取得することを否認（6月）
	連邦政府、南オーストラリア州の「サイト40a」への国立低レベル放射性廃棄物処分場の建設断念を表明（7月）
2005	「連邦放射性廃棄物管理法」成立（12月）。北部準州の連邦放射性廃棄物管理施設の建設、稼働のため連邦の法的権限を強化することが目的
2006	「連邦放射性廃棄物管理法改正法」成立（12月）
	政府の原子力エネルギー調査委員会報告書、公表される。エネルギーの主力を石炭から原子力に移すことを勧告し、2050年までに25基の原発を建設すれば、電力需要の1/3を賄えるとしている。原発の安全性確保と放射性廃棄物の処理という2つの重要な問題に触れていないと批判された（12月）
2007	HIFARに代わる新たな研究炉であるOPALが、正式に稼働開始（4月）
	労働党、党大会で採択した政策綱領の中で、「2005年連邦放射性廃棄物管理法」の廃止を明言（4月）
	ビショップ教育・科学技術担当大臣、連邦の放射性廃棄物管理施設の候補用地として、北部土地評議会が申し出たマカティ牧場の受入れを表明（9月）
2008	連邦政府、核廃棄物保管所の用地選定を急ぐため審査を迅速化。北部準州で4か所が候補地として調査される（6月）
	緑の党、連邦議会上院に「連邦放射性廃棄物管理（廃止及び付随する改正）法案」を議員立法として提出（9月）

2009	ANSTO、熱間静水圧プレスという技術により、放射性廃棄物の容積を大幅に減らす処理法を開発（10月）
2010	連邦政府、「豪州放射性廃棄物管理法案」を下院に提出（2月）。「2005年連邦放射性廃棄物管理法」を廃止し、政府に医療・産業・研究目的に利用される放射性廃棄物管理のための施設を建設する場所を選定する権利を与える内容

出典：Ian Holland, updated by Matthew James, “Radioactive waste and spent nuclear fuel management in Australia,” *Background Note*, 1 January 2006 revised 29 January 2008. <<http://www.aph.gov.au/Library/pubs/BN/2007-08/RadioactiveWaste.htm>> をもとに、連邦議会の委員会報告書、法案概要（Bills Digest）、新聞記事等を参照して、筆者作成

（たけだ みちよ・専門調査員）

（本稿は、筆者が海外立法情報調査室在籍中に執筆したものである。）